

令和3年11月10日
北沢総合支所地域振興課

議会の委任による専決処分の報告（広報板の損壊に
伴う損害賠償請求事件に係る訴えの提起）

1 訴訟の内容

(1) 事件の概要

平成29年6月4日、被告が乗用車を運転して走行している際に、区が所有する広報板に衝突した。これにより、区は、当該広報板を新たなものに建て替える必要が生じ、その費用として756,000円を支出した。

平成29年12月25日、被告は、区に対して損害賠償金として756,000円を区が指定する期日までに分割して支払うことを約した。

被告は、上記損害賠償金のうち一部を弁済したものの、その後弁済が滞るようになったので、区は被告に対して再三にわたり催告を行った。しかし、弁済は一向に行われなかったため、訴えを提起した。

(2) 原告

世田谷区

(3) 被告

■■■■■■■■■■ 在住

(4) 訴訟の目的の価格

630,002円

内 訳 未弁済の損害賠償金 616,000円
弁済済み分利息 14,002円

(5) 訴えの要旨

甲は、630,002円及びこれに対する各支払期日の翌日から各支払済みまで年5パーセントの割合による金員を区に支払え、との判決及び仮執行の宣言を求めらる。

2 専決処分日

令和3年11月1日

3 訴訟提起日

令和3年11月8日、東京簡易裁判所へ訴状を提出

4 今後の予定

令和3年11月 令和3年第4回定例会において専決処分の報告